

# 神戸マラソンフレンドシップバンク

## 財的支援寄付先団体活動公募要項（対象：令和6年度の活動）

### 1. 目的

- (1) 「自分のためだけでなく、自然災害で被災された国内外の人々のためにも走る」大会コンセプト（ボランティアマインド）の発信を強化する。
- (2) 公募で決定した寄付先団体の活動状況を公表・紹介することで、大会参加者等の募金への賛同の輪を広げ、被災地等への支援の拡充につなげる。
- (3) 神戸マラソンを通じたチャリティ文化の普及とチャリティ活動の発展に寄与する。

### 2. 公募の概要

- (1) 公募対象寄付先団体数：20 団体程度（寄付予定総額の範囲内）
- (2) 公募対象団体：国内外の自然災害被災地支援等の活動（現地活動含む）または防災・減災等の活動をしている一般団体または学校団体
- (3) 寄付上限額：1 団体あたり 20 万円まで  
※他の助成制度との併用は可。ただし同一の経費に対して助成金と二重に受け取ることは不可。
- (4) 寄付団体決定及び寄付時期：令和6年3月末日まで（予定）

### 3. 応募資格及び条件

#### 【一般団体】

- (1) 自然災害による被災地の支援、または防災・減災活動支援を行っている団体であること。
- (2) 神戸マラソンフレンドシップバンクの目的に賛同し、神戸マラソン実行委員会と協力して、大会に連動したチャリティプログラムの普及に主体的に取り組むこと。
- (3) 神戸マラソンフレンドシップバンクについて、積極的に広報・PRすること。（各団体ホームページへの神戸マラソンホームページのリンク張付け、各団体発行のメールマガジン配信での広報等）
- (4) 活動実績が3年以上の日本国内に拠点を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）、公共・公益法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人）等の団体で、所定の書類（定款・役員名簿・団体規約・直近年度の事業報告書・当該年度の事業計画書・予算書・団体発行の刊行物）が提出可能な団体であること。
- (5) 最新決算時において法人設立登記後3年以上経過し、かつ1年間の年度決算書等をホームページなどで開示していること。
- (6) 過去1年以内の寄付金活用実績が提出できる団体であること。
- (7) 利益を団体の構成員で分配していないか、万一団体が解散する場合でも、財産を団体の構成員で分配しない規約になっているかどうか確認できること。
- (8) ホームページで活動が閲覧できる団体であること。
- (9) 毎事業年度末に、必ず書面で、寄付金の用途を記載した事業報告書を神戸マラソン実行委員会事務局に提出すること。
- (10) 団体名義の金融機関口座を持っていること。
- (11) 次のいずれにも該当しない団体であること。

個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体、反社会的勢力と関係を持つ団体

## 【学校団体】

- (1) 兵庫県内に設置されている、学校教育法第1条で定める学校（小学校及び幼稚園を除く）に在学する生徒等で構成された団体を対象とする。なお、代表者は20歳以上とし、活動参加者が全員未成年者の場合は20歳以上（申請日の年齢）の引率者を必要とすること。
- (2) 自然災害による被災地等の支援活動（現地活動含む）、または防災・減災等の活動を令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に計画していること。
- (3) 被災地での活動について、受入・協働先の団体・グループ、施設等の同意を得るなど、事前に計画された活動であること。

### 《活動内容の例》

- ① 被災者の暮らしやまちの復興、防災・減災につながる活動  
（避難所・仮設住宅の支援活動、被災地のコミュニティ活動の支援等）
  - ② 被災者への励ましにつながる活動  
（災害等により損傷した写真の修復活動、傾聴ボランティア活動等）
  - ③ 被災した子ども達の心と身体の復興支援  
（避難している子どもの支援活動、被災地と兵庫県の子どもたちの交流活動等）
  - ④ 被災高齢者の見守り・生きがいをづくりにつながる活動  
（被災高齢者が講師となった昔の遊び・伝承事業、ふれあい喫茶等）
  - ⑤ 被災地のまちなぎわづくりにつながる活動  
（被災地域での特産品PR支援、まちの再発見マップづくり等）
- (4) 神戸マラソンフレンドシップバンクの目的に賛同し、神戸マラソン実行委員会と協力して、大会に連動したチャリティプログラムの活動（神戸マラソン関連イベントでの募金活動等）への協力、参加が可能であること。
  - (5) 神戸マラソンフレンドシップバンクについて、学校新聞・ホームページ等により積極的に広報・PRすることが可能であること。
  - (6) 活動終了後、報告会・学習会等を実施し、活動成果の共有を図ることができること。
  - (7) 活動終了後、必ず書面で、寄付金の用途を記載した活動報告書を神戸マラソン実行委員会事務局に提出すること。
  - (8) 団体名義の金融機関口座を持っていること。

## 4. 寄付金対象活動時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

※寄付金対象活動時期終了後、寄付金を利用した活動内容を記載した活動報告書（決定団体には決定後、別途通知）を提出していただきます。

## 5. 応募方法

神戸マラソン大会ホームページ（<https://kobe-marathon.net/>）より申込様式をダウンロードして必要事項を記入の上、一般団体については下記添付書類等を添えて、下記までメールで送付してください。

（メールで送信できないものについては、郵送で送付してください）

### 【添付書類等（各1部）】

- ①定款 ②役員名簿 ③団体規約 ④直近年度の事業報告書（寄付金活用実績含む） ⑤当該年度の事業計画書 ⑥予算書 ⑦団体発行の刊行物（一般社団・財団法人の場合、非営利型の定款を提出すること）

## 6. 応募期間

令和5年11月15日（水）から令和5年12月27日（水）17時必着まで

## 7. 選考基準

### (1) 団体について

- ・神戸マラソンフレンドシップバンク財的支援団体公募の応募資格および条件に合致しているか。

### (2) 応募動機

### (3) 活動実績

- ・どのように被災地支援、防災・減災支援に関わる活動を行っているか。

### (4) 広報活動の積極性

- ・ホームページ等での活動PRが充実しているか。
- ・SNSなどのツールを活用しているかどうか。
- ・広報誌・機関誌を発行しているかどうか。
- ・PR策に常に工夫と斬新さを感じられるか。

### (5) 寄付金の活用方法

- ・神戸マラソンフレンドシップバンク財的支援団体の公募目的に沿った活動が期待できるか。

## 8. 寄付先団体決定方法

(1) 神戸マラソン実行委員会事務局で応募書類により選考します。

(2) 選考結果については、団体あてに書面でお知らせすると同時に大会ホームページ等でも紹介します。

## 9. その他注意事項

(1) 申し込みにかかる経費については、申請団体の負担とします。

(2) 提出いただいた書類について、内容の確認を行う場合があります。

(3) 提出いただいた書類は返却いたしません。

(4) 団体選定に係る質問等には応じられませんのであらかじめご了承ください。

(5) 寄付先団体が選定された後で、次のいずれかに該当する場合、寄付先団体の取り消しを行い、すみやかに返金すること。

- ・提出する書類に虚偽があった場合。
- ・3に挙げる応募資格及び条件を満たさなくなった場合。

(6) 選考された団体を対象に過去実施していた行事等については、以下の通りとします。

- ・寄附団体対象の説明会は開催いたしませんので、活動内容等についてご不明な点は事務局にて個別に受付、対応させていただきます。
- ・「活動中間報告書」は、年度後半に活動される団体もあるため提出不要とします。
- ・年度末に実施していた「活動報告会」は、進級、入試、卒業、異動等々の事情が重なる時期であり、多くの団体が一堂に会することは困難なため開催いたしません。但し、上述の3. 応募資格及び条件に記載の「事業報告書」又は「活動報告書」は必ず提出いただき、その内容は大会ホームページに掲出することがあります。

## 10. 提出先・問い合わせ先

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-5 元町北会館7階

神戸マラソン実行委員会事務局企画・事業課 飛田あて

メールアドレス：kobemarathon3@athena.ocn.ne.jp

電話：078-325-1430 FAX：078-321-0072